



記者発表資料

災害対策基本法に基づく、常総市道路上に放置してあった車両の移動が終了しました。

平成27年9月関東・東北豪雨の災害による、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、常総市内の市道の管理者である常総市は災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、9月12日午前4時に市内全域の市道を指定しました。

関東地方整備局が常総市からの要請を受けて実施してきた放置車両の状況調査や移動が終了したことから、常総市は9月24日11時に指定を廃止しました。

<参考:道路啓開状況>

作業実施日:平成27年9月13日(日)~20日(日)

場所:茨城県常総市内

移動台数:9台

移動先:常総市水海道諏訪町(常総市役所南側駐車場)

※常総市内の県管理道路については、平成27年9月18日(金)20時00分に茨城県が区域指定の廃止を行っています。<http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/doiiji/doro/00topic/topic1508.html>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局 TEL:048-600-1423
道路部 地域道路課長 吉見 精太郎(よしみ せいたろう)